

所管部課	市民環境部 課税課	部長	木村 西		
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>道路交通法が改正され、特定小型原動機付自転車の規定が新設された。このことに伴い、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①特定小型原動機付自転車で使用する課税標識（ナンバープレート）に関する様式の追加</p> <p>②様式の追加に伴う文言等の改正</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年7月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法律に即した適正な事務が行える。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。